

## 武蔵野市補助金評価委員会設置要綱

### (設置)

第1条 武蔵野市が交付する補助金及び交付金（以下単に「補助金」という。）について評価を行うため、武蔵野市補助金評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所管事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を行い、その結果を市長に報告する。

- (1) 補助金の評価基準の検討及び作成
- (2) 補助金の評価
- (3) 前2号に掲げるもののほか、補助金について市長が必要と認めること。

### (組織)

第3条 委員会は、学識経験を有する委員4人及び市民のうちから公募により選出された委員2人で組織し、市長が委嘱する。

2 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員長は互選により定め、副委員長は委員長が指名する。

3 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。

4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (設置期間)

第4条 委員会の設置期間は、第2条の規定による報告を行う日までとする。

### (会議)

第5条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

2 委員会が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

### (庶務)

第6条 委員会の庶務は、財務部財政課が行う。

### (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会について必要な事項は、市長が別に定める。

### 付 則

この要綱は、平成20年6月23日から施行する。